

字治市宇治琵琶33 発行 字 治 市 政 策 経 営 部 行 政 経 営 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (制南山城複写センター

目

○告示第97号	市道路線の区域の変更(建設総務課) …	2
○告示第98号	市道路線の供用の開始・・・・・・・(建設総務課)・・・	2
	公 告	
○公告第43号	農用地利用集積計画の縦覧 (農林茶業課) …	2
	選挙管理委員会	
○告示第7号 選	建挙管理委員会の招集	2
	公 営 企 業	
○告示第10号	公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理	の
開始		2

○公告第20号 宇治市排水設備指定工事業者の指定 ……3

宇治市告示第97号

市道路線の区域の変更について

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧 に供します。

縦覧期間平成29年8月25日から14日間平成29年8月25日

宇治市長 山本 正

			1 1H 11 X	(A + 1) ·	
路線名	区間	前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
木幡 2	木幡正中31番地の1 (右) 木幡正中40番地の2 (右)	前	1. 0 ~6.6	92.0	
5号線	木幡正中31番地の1 (右) 木幡正中40番地の2 (右)	後	1. 0 ~6.8	92.0	
木幡 1 6 7 号線	木幡北畠 2 8 番地の 4 (右) 木幡北畠 2 8 番地の 4 (右)	前	3.5 ~ 4.1	18.3	
	木幡北畠 2 8 番地の 4 (右) 木幡北畠 2 8 番地の 4 (右)	後	6. 0	18.3	
木幡 2 0 3 号	木幡北畠28番地木幡北畠28番地	前	5.1 ~ 5.7	17.2	
線	木幡北畠28番地 木幡北畠28番地	後	6. 0	17.2	
木幡 2 4 0 号 線	木幡南端 6 番地 木幡南端 6 番地	前	1. 0	11.7	
	木幡南端 6 番地 木幡南端 6 番地	後	1. 5	11.7	

宇治市告示第98号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年8月25日から14日間 平成29年8月25日

宇治市長 山本 正

路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供	用	開	始	年	月	B
木巾号衫	番 2	5					1の1 1の2			平	成 2	9	年 8	月	2 5	5 目

木幡 1 6 7 号線	木幡北畠28番地の4(右) 木幡北畠28番地の4(右)	平成29年8月25日
木幡 2 0 3 号線	木幡北畠28番地木幡北畠28番地	平成29年8月25日
木幡 2 4 0 号線	木幡南端 6 番地 木幡南端 6 番地	平成29年8月25日

公公公公公告

宇治市公告第43号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の 規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の 規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成29年8月25日

宇治市長 山木 正

 縦覧に供する農用地利用集積計画 平成29年度第1号

平成29年度第2号

2 関係書類の縦覧期間 平成29年8月25日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所 宇治市宇治琵琶33番地

宇治市 市民環境部 農林茶業課

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第7号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第188条の規定により 、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

平成29年8月14日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

時 平成29年9月1日(金) 午前8時30分~

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日 時 平成29年10月12日(木) 午前10時~

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日 時 平成29年11月9日(木) 午前10時~

場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(掲示済)

公公常企業

宇治市上下水道事業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道 法(昭和33年法律第79号)第9条の規定こより、次のとおり告示します。 なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供 します。

平成29年8月25日

宇治市長 山本 正

供用及び処 理開始年月 日	供用及び下水の処理を開始する 区域並びに供用を開始する排水 施設の位置	排水施設の 合流式又は 分流式の別	終末処理場の 位置及び名称
平成29年8月25日	莵道車田の一部	分流式	宇治市木幡 北島地内 東宇治浄化 センター
平成29年 8月25日	槇島町一ノ坪の一部・石橋の一部・北内の一部・北内の一部・幡貫の一部	分流式	八幡市八幡 焼木一番地 洛南浄化セ ンター

宇治市上下水道事業公告第20号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程(平成24年宇治市水道事業管理規程第7号)第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

平成29年8月25日

宇治市長 山本 正

指定番号 第356号 株式会社藤野設備工業